

税務相談室

平成25年度改正税法(その1)

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 平成25年度の改正税法について教えてください。

回答

1. 所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられます。

平成27年分以後の所得税について適用されます。

2. 社会保険診療報酬の計算の特例の適用対象者の制限

医業または歯科医業を営む者が支払を受ける社会保険診療報酬による事業所得の金額を計算するとき、社会保険診療報酬が年5,000万円以内の場合、収入の一定率を必要経費に算入することができることとされていますが、自由診療収入を含めた収入が年7,000万円を超えた場合は対象外とされます。

平成26年分以後の所得税について適用されます。

3. 印紙税の改正

金銭または有価証券の受取書のうち、記載された受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものには、印紙税を課さないことになりました。

平成26年4月1日以後に作成される受取書に適用されます。

4. 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

1) 改正前の制度

株式等に係る譲渡所得等については、他の所得と区分し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対し15%（他に住民税5%）に相当する所得税が課されることとされています。なお、平成25年12月31日までにされた上場株式等の金融商品取引業者等への売委託に基づく譲渡などの一定の譲渡については、7%（他に住民税3%）の軽減税率が適用されています。

上場株式等に係る譲渡所得等の金額と非上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、いずれも前述の株式

等に係る譲渡所得等の金額に含まれますから、それぞれにつき譲渡損失が生じた場合には、所得内通算ができることとされています。

2) 改正内容

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式（非上場株式）等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等が、次のとおり別々の分離課税制度とされます。

①一般株式等（一般公社債等を含む）に係る譲渡所得等の分離課税

②上場株式等（特定公社債等を含む）に係る譲渡所得等の分離課税

したがって、①の一般株式等内での通算、②の上場株式等内での通算はできませんが、①一般株式等と②上場株式等との損益通算はできないこととされます。

平成28年1月1日から適用されます。

5. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の見直し

適用期限（平成25年12月31日）が、平成29年12月31日まで4年延長され、各年の控除限度額が20万円～50万円、最大控除額が200万円～500万円となりました。（消費税増税を考慮したため）

平成26年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合に適用されます。

6. 交際費等の損金不算入制度の見直し

中小法人の場合、現行は定額控除限度額が600万円、それ以下でも10%の損金不算入措置がありましたが、定額控除限度額を800万円まで引き上げ、それ以内であれば全額損金算入可能としました。

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

